

III 州知事選挙／州議会議員選挙

1 選挙結果（州知事）

選挙結果をまとめたものが、表5であり、網かけ表示となっている欄内の候補者が、当選者を示している。

今回争われた36州のうち、現職知事が引退（任期制限によるものを含む）のため立候補しなかった「open seat」（空白州）は、表に示されたとおり15州で、その内訳は、民主党10州に対し、共和党4州、独立系1州の計15州であった。

この15の空白州の結果をみると、共和党は自党知事が空けた4州のうちアラスカ州（引退した知事は元来独立系で、任期途中で共和党に転じたものである）を民主党に、メイン州を独立系に奪われたものの、残りの2州を堅持するとともに、民主党知事が空けた10州のうちの7州と独立系知事が空けた1州の計8州を奪っている。これにより共和党は、差引6州増となる10州を確保したのに対し、民主党は差引6州減の4州となった。

現職知事（*印）が立候補した他の20州については、共和党は、10人の現職知事すべてが危なげなく（得票差8%～47%）再選を果たすとともに、民主党現職に挑んだ10人の新人のうち、アラバマ、ニューメキシコ、ニューヨーク、テキサスの各州で4人が当選を果たし14州を制した（「gain」欄の12個の“R”が、共和党が民主党現職を破ったこの4州と、共和党が空白州で他党から奪った8州に対応する）。

こうして、改選州で合計10州増の24州を得た共和党は、非改選の6州を加えると、全州知事の6割、30州を押さえることになったわけである。

人口規模ベスト8の主要州の結果に絞ってみると、共和党はニューヨーク、テキサスの2州で民主党現職を破ったほか、カリフォルニア、イリノイ、オハイオ、ミシガンの4州で現職が民主党の挑戦を退け、空白区のペンシルバニア州でも勝利したのに対し、民主党は現職がフロリダで辛勝するのがやっとであった。各州の大統領選挙人の数は、上院議員数（2名）と下院議員数（人口比例によって各州に配分される）の合計であり、全国535の選挙人数のうち8州だけで228（43%）を占めるが、大統領選挙の行方を左右する大票田の8州のうちの7つまでも共和党が占めたことは、大統領選挙の戦略上からも同党にとって極めて大きな意味を持つことになった。

2 選挙結果（州議会議員）

全米の州議会の議席総数は、上院1,935、下院5,440、無党派一院制のネブラスカ州47の計7,373議席であるが、今回ルイジアナ、ミシシッピー、バージニアの3州を除く47州で選挙が実施され、上院1,098議席、下院5,033議席、ネブラスカ州24の合計6,155議席が改選された。

選挙後の党派別議席総数（ネブラスカ州を除く）は、上院については民主党1,021（改選前1,128）共和党905（同798）その他9（同9）、下院については民主党2,817（改選前

表5：州知事選挙結果一覧

州名	open seat	gain	候補者					
			民主党	%	共和党	%	独立系	%
Alabama		R	*James E. Folsom Jr.	50	Bob James Jr.	50		
Alaska	R	D	Tony Knowles	41	James O. Campbell	41	John Coghill	13
Arizona			Eddie Basha	44	*Rufe Symington	52		
Arkansas			*Jim Guy Tucker	60	Sheffield Nelson	40		
California			>Kathleen Brown	40	*Pete Wilson	55		
Colorado			*Roy Romer	55	Bruce Benson	39		
Connecticut	I	R	Bill Curry	33	John G. Rowland	36	>Eunice Groark	19
							Tom Scott	11
Florida			*Lawton Chiles	51	Jeb Bush	49		
Georgia			*Zell Miller	51	Guy Millner	49		
Hawaii	D		Ben Cayetano	37	>Patricia F. Saiki	29	Frank Fasi	31
Idaho	D	R	Larry Echohawk	44	Phil Batt	52		
Illinois			>Dawn Clark Netsch	34	*Jim Edgar	64		
Iowa			>Bonnie J. Campbell	42	*Terry E. Branstad	57		
Kansas	D	R	Jim Slattery	36	Bill Graves	64		
Maine	R	I	Joseph E. Brennan	34	>Susan M. Collins	23	*Angus King	36
Maryland	D		Parris Glendening	50	>Ellen R. Sauerbrey	50		
Massachusetts			Mark Roosevelt	28	*William F. Weld	71		
Michigan			Howard Wolpe	39	*John Engler	61		
Minnesota			John Marty	34	*Arne Carlson	63		
Nebraska			*Ben Nelson	74	Gene Spence	26		
Nevada			*Bob Miller	53	Jim Gibbons	41		
New Hampshire			Wayne D. King	26	*Stephen Merrill	70		
New Mexico		R	*Bruce King	40	Gary E. Johnson	49	Roberto Mondragon	10
New York		R	*Mario M. Cuomo	45	George E. Pataki	49	Blase Golisano	4
Ohio			Robert L. Burch Jr.	25	*George Voinovich	72		
Oklahoma	D	R	Jack Mildren	30	Frank Keating	47	Wes Watkins	23
Oregon	D		John Kitzhaber	53	Denny Smith	41		
Pennsylvania	D	R	Mark S. Singel	40	Tom Ridge	45	>Peg Luksik	13
Rhode Island	D	R	>Myrt York	44	Lincoln C. Almond	47		
South Carolina	R		Nick Theodore	48	David Beasley	50		
South Dakota	R		Jim Beddow	41	William J. Janklow	55		
Tennessee	D	R	Phil Bredesen	45	Don Sundquist	54		
Texas		R	*>Ann W. Richards	46	George W. Bush	54		
Vermont			*Howard Dean	70	David F. Kelly	19		
Wisconsin			Chuck Chvala	31	*Tommy Thompson	67		
Wyoming	D	R	>Kathy Karpan	40	Jim Geringer	59		
計36	16	13	当選者計9名		当選者計24名		当選者計1名	

1 D,R,! はそれぞれ民主党、共和党、独立系を示す。「open seat」欄はその政党の現職が立候補しなかった空白区の州を示し、「gain」欄はその政党が他党から知事職を奪った州を示す。

2 候補者中、*印は現職、>印は女性、網掛けのものは当選者を示す。

3 開票率96~100%。この表に示されない独立系の候補者もいるので、得票率の合計は必ずしも100%とはならない。

3,175) 共和党2,603（同2,226）その他20（同39）となり、民主党が全体で占める割合は、上院で52.8%（改選前58.3%）下院で56.0%（同58.4%）と低下を見せた。

これに伴って、民主党が多数を占める院数も大幅に減少している。総数で共和党が民主党を上回る院の支配権を手中に収めたことについては前述（3ページ）のとおりであるが、州別の状況を示したのが、表6である（参考として、知事の所属政党を併記した）。

上院において支配政党に変動があったものは、網かけ表示となっている8州であるが、その内訳をみると、いずれも民主党が議席を減らしており、7州で共和党に多数支配が移る（うち2州は改選前勢力均衡）とともに、1州で民主党支配から勢力均衡へと移行している。

下院において支配政党に変動があったものは、網かけ表示となっている12州であるが、その内訳をみると、やはりいずれも民主党が議席を減らし、10州で共和党に多数支配が移る（うち1州は改選前勢力均衡）とともに、2州で民主党支配から勢力均衡へと移行している。これにより、共和党は上下両院あわせて17院の支配権を奪ったわけである。

ネブラスカ州を除く49州中のうち、同一の政党が両院とも支配している州を数えると、民主党支配州が*印の18州（選挙前24州、そのうち3州では今回両院とも改選がなかった）、共和党支配州が>印の19州（同8州）となった。

さらに、州知事の所属政党を加味し、立法府、行政府すべてを同一の政党が支配している州についてみると、民主党支配のものが**印の8州（改選前16州）、共和党支配のものが>>印の15州（同4州）、すなわち民主党が8州減、共和党が10州増となった。

以上、議員総数においても、支配する院数においても、全国的に共和党の伸長が際立ち、地方の共和党化が進むことになったわけであるが、共和党知事の増加とあいまって、今後州レベルから打ち出されてくるとみられる保守的色彩の強い政策が連邦と州との間の政府間関係に緊張を増すことが予想される。また、州議会は連邦議会議員候補の供給源となり州議会の支配は将来の連邦下院選挙区の区割り変更において有利という意味から、共和党は今後の連邦レベルにおける勢力拡大にも好都合な条件を得ることとなった。

3 注目を集めた知事選等

（1）カリフォルニア州

現職のピート・ウィルソン知事（共和党）と、元知事を父と兄に持つキャスリーン・ブラウン州財務長官（民主党）の対決となり、移民問題と犯罪対策が焦点となった。

一期目の4年間に、火災、地震等の災難や人種暴動に見舞われたウィルソン知事は、増税が災いして同州史上最低支持率に喘ぎ、一年前にはブラウン女史に20%以上引き離されていたが、不法移民への公共サービス提供を拒否する住民投票議案「提案187」（30ページ参照）を選挙戦の中心に据えて、10%以上のリードを奪うまでに盛り返した。すなわち、不法移民に対する財政負担を強いられ連邦政府を相手取ってその費用の賠償請求

表6：州議会議員選挙結果一覧

州名	上院		下院		(知事)	
	選挙前	選挙後	選挙前	選挙後	選挙前	選挙後
*Alabama	D	D	D	D	D	R
>Alaska	Tied	R	D	R	R	D
>>Arizona	R	R	R	R	R	R
**Arkansas	D	D	D	D	D	D
California	D	D	D	Tied	R	R
>Colorado	R	R	R	R	D	D
Connecticut	D	R	D	D	I	R
Delaware	D	D	R	R	D 選挙無	
Florida	Tied	R	D	D	D	D
**Georgia	D	D	D	D	D	D
**Hawaii	D	D	D	D	D	D
>>Idaho	R	R	R	R	D	R
>>Illinois	R	R	D	R	R	R
>Indiana	R	R	D	R	D 選挙無	
Iowa	D	D	R	R	R	R
>>Kansas	R 選挙無		R	R	D	R
**Kentucky	D	D	D	D	D 選挙無	
**Louisiana	D 選挙無		D 選挙無		D 選挙無	
Maine	D	Tied	D	D	R	I
**Maryland	D	D	D	D	D	D
*Massachusetts	D	D	D	D	R	R
>>Michigan	R	R	Tied	R	R	R
*Minnesota	D	D	D	D	R	R
*Mississippi	D 選挙無		D 選挙無		R 選挙無	
**Missouri	D	D	D	D	D 選挙無	
>>Montana	D	R	R	R	R 選挙無	
Nebraska	無党派、一院制			D	D	
Nevada	R	R	D	Tied	D	D
>>New Hampshire	R	R	R	R	R	R
>>New Jersey	R 選挙無		R	R	R 選挙無	
*New Mexico	D	D	D	D	D	R
New York	R	R	D	D	D	R
North Carolina	D	D	D	R	D 選挙無	
>>North Dakota	D	R	R	R	R 選挙無	
>>Ohio	R	R	D	R	R	R

州名	上院		下院		(知事)	
	選挙前	選挙後	選挙前	選挙後	選挙前	選挙後
*Oklahoma	D	D	D	D	D	R
>Oregon	D	R	R	R	D	D
>>Pennsylvania	R	R	D	R	D	R
*Rhode Island	D	D	D	D	D	R
South Carolina	D 選挙無		D	R	R	R
>>South Dakota	D	R	R	R	R	R
*Tennessee	D	D	D	D	D	R
*Texas	D	D	D	D	D	R
>>Utah	R	R	R	R	R 選挙無	
Vermont	R	R	D	D	D	D
*Virginia	D 選挙無		D 選挙無		R 選挙無	
Washington	D	D	D	R	D 選挙無	
**West Virginia	D	D	D	D	D 選挙無	
>>Wisconsin	R	R	D	R	R	R
>>Wyoming	R	R	R	R	D	R

- 1 上下院のD、Rはそれぞれ民主党、共和党が議会の多数党であることを示す。
(知事の場合は、その所属政党を示す。)
- 2 紗かけのものは、改選の結果、支配政党に変動があったことを示す。
- 3 *印の州は、改選後の上院、下院の支配政党がいずれも、民主党であることを示す。
- 4 **印の州は、改選後の上院、下院の支配政党及び知事の所属政党がすべて、民主党であることを示す。
- 5 >印の州は、改選後の上院、下院の支配政党がいずれも、共和党であることを示す。
- 6 >>印の州は、改選後の上院、下院の支配政党及び知事の所属政党がすべて、共和党であることを示す。

訴訟を提起しているウィルソン知事は、同議案推進の立場をとるとともに犯罪への強硬姿勢を示し、同提案に反対、死刑にも反対のブラウン女史との立場の違いを強調した。

「提案187」は、多数のヒスパニックグループや各メディア、メキシコ政府が異議を唱えた選挙後半に反対気運が増したもの結局大差で可決されたが、ウィルソン知事の方も不法移民と犯罪者に対する怒りに乗って再選を果たし、最大の選挙人数を擁する同州の知事として次期大統領選の有力候補の一角にくいこむこととなった。

(2) フロリダ州

ジョージ・ブッシュ前大統領の次男で不動産開発の実業家、ジェブ・ブッシュ氏（共和党）が、フロリダ州で州下院議員時代から34年間選挙不敗を誇る人気の高いロートン・チャイルズ知事（民主党）に挑戦した。

チャイルズ知事はキューバ難民の大量流入という危機を強行姿勢で乗り切り支持を得たが、この難民抑制政策についてはブッシュ氏にも差異がなく、多発する凶悪犯罪への対策が注目を集めた。福祉の削減、人工妊娠中絶の制限等を訴え、父親の前大統領や兄のテキサス州知事候補ジョージ・W・ブッシュ氏よりも保守的といわれるブッシュ氏が、犯罪者に厳罰刑を求め現職の犯罪対策の生ぬるさを激しく攻撃したのに対し、チャイルズ知事は州刑務所の拡大を主張して対抗した。

ブッシュ氏の政治経験の欠如や家族関係に頼った選挙運動を批判し大接戦の末辛くも再選を果たしたチャイルズ知事は、自身の不敗記録を守るとともに8大州で唯一民主党の灯火を守ることとなった。一方、僅差で苦杯をなめたブッシュ氏は、テキサス州知事に当選した兄と明暗を分けた。

(3) ニューヨーク州

1992年に大統領候補にもあげられたマリオ・クオモ知事（民主党）が4期目を狙ったが、政治的にほとんど無名のジョージ・パターキ州上院議員（共和党）の前に敗退し、民主党リベラリズムの牙城が崩れた。

パターキ氏は、現職の多選を批判すると同時に、犯罪抑止のための死刑復活、州所得税の25%削減、福祉の厳格な管理を訴え序盤からリードした（全米で37州に存在する死刑制度はニューヨーク州では1977年に廃止され、その後毎年死刑立法が議会を通過しているものの一貫して民主党知事によって署名拒否されている。また、同州の州税・地方税負担は一人平均約3千5百ドルと全米で最大であり、住民に強い重税感がある）。

一方クオモ知事は、減税を実行するための財政政策のあいまいさや、アルフォンソ・スマート連邦上院議員に依存する独自性のなさを指摘しパターキ氏に反撃した。また、投票2週間前の土壇場（10月24日）になって、ニューヨーク市のルドルフ・ジュリアーニ市長（共和党）からの党派を超えた支持も得て一時は支持率で逆転したものの、長期政権に失望した選挙民の変化への欲求を抑えるには十分ではなかったとみられる。

なお、クオモ知事への批判票をパター・キ氏から奪うとみられた第3党の候補者ブレイス・ゴリサノ氏の得票が伸び悩んだことも、クオモ知事には不利に働いたと思われる。



ニューヨーク市内投票所の様子（中央は投票マシン）

（4）テキサス州

前大統領の長男で野球チーム、テキサス・レンジャーズの共同所有者であるジョージW.ブッシュ氏（共和党）が、当初再選が有望とされた現職1期目のアン・リチャーズ知事（民主党）を破って1978年連邦下院議員選敗退の雪辱を晴らし、南部再建時代以来同州で2人目の共和党知事に就任することとなった。

リチャーズ知事はブッシュ氏を、金持ちの政治的成り上がり者と評して知事としての資格に疑問を呈し、自身の基盤である女性、黒人、ヒスパニック等に支持を訴えた。一方、ブッシュ氏は犯罪に対する厳罰主義、福祉改革、教育の地方分権、政府肥大化の停止など、中傷宣伝よりも政策に重点を置いた主張を展開した。投票前1週間となってリチャーズ知事は実業家の独立系元大統領候補ロス・ペロー氏からの支持表明で大いに恩恵を受けたが、ブッシュ氏が全面的な選挙協力を得たヒューストンに住む両親の人気の高さの方が勝利の決め手となったようである。

（5）ワシントンDC（市長選）

中間選挙の一環として全米39都市で市長選が実施されたが、米国の首都ワシントンDCでは、コカイン常習者としての前科を持ち同市に数々の腐敗をもたらした黒人元市長、マリオン・バリー氏（民主党）が、8年前と同じ対戦相手である前市議会議員キャロル・シュワルツ女史（共和党）を再び下し、返り咲きを果たした。

1979年から通算3期目の市長であったバリー氏は、1990年にホテルで麻薬吸引中の現場をFBIのビデオに撮られて逮捕され、次回市長選立候補を断念している。麻薬所持の有罪判決を受け6か月間の服役から復帰した同氏にとって、罪のあがないが選挙戦の課題であったが、逆に、出獄後市議会議員に当選し麻薬、アルコール中毒の克服を実証した自分が、市政復活の役割に最もふさわしいと主張した。対するシュワルツ女史は12年間のバリー氏の失政が市に財政危機と犯罪の増加をもたらしたと主張し、民主党系のワシントンポストを始めジャーナリズムの支持も集めていた。

黒人が人口の70%を占め、民主党の登録有権者が共和党の登録有権者の10倍を占めるワシントンD.C.の市長選では、歴代民主党候補が圧倒的多数で勝っているので、9月13日の民主党の予備選挙で現職のシャロン・パット・ケリー市長を破り候補者指名をうけた時点から、バリー氏の当選はほぼ確実視されていたが、シュワルツ女史も共和党候補としては過去最高の42%（バリー氏56%）を得票して健闘した。

(6) その他

メイン州では、長年テレビのトークショーホストを勤めた実業家のアンガス・キング氏（独立系）が、ジョセフ・ブレナン前知事（民主党）と元連邦政府官僚スザン・コリンズ女史（共和党）の二大政党の候補者を破り、全国で唯一の独立系知事となった。同州では、過去20年で2人目の独立系知事であり、1992年の大統領選でロス・ペロー氏（独立系）が全米で最高の30%を得票しているように、その独立志向の強い伝統が改めて証明される形となった。

アイダホ州では、司法長官ラリー・エコホールク氏（民主党）が出馬し、当選すれば初のアメリカ・インディアン知事が誕生すると注目を集めていたが、反民主党の逆風に災いされ前副知事のフィル・バット氏（共和党）の前に敗れ、29年ぶりの共和党知事誕生を許した。

ハワイ州では、日系の元連邦下院議員パトリシア・サイキ女史（共和党）が有力と見られていたが、フィリピン系の副知事ベン・カエタノ氏（民主党）と前ホノルル市長フランク・ファシ氏（独立系）に次ぐ3位にとどまり、民主党の天下をくつがえす初の日系知事誕生はならなかった。

アラスカ、メリーランド両州では、不在者投票の開票にまでもつれこむ大接戦となったが、いずれも民主党が辛うじて共和党の攻勢をしのぎ（アラスカ州17万票中583票差、メリーランド州140万票中6,007票差）、貴重な知事ポストを確保している。

なお、今回の選挙で、カンザス州、オレゴン州で2人の女性知事が引退し、テキサス州の現職1人を含む11人の女性候補者全員が敗退した結果、女性知事は、1993年選挙で当選したニュージャージーのクリスティン・トッド・ホイットマン知事（共和党）1人となった（非改選知事を含めた改選後の全国の州知事については、表7参照）。

表7：全国州知事一覧

州名 (* = 今回改選州)	知事名	政党	年齢	現在の任期									累積任期数	連続任期制限		
				91	92	93	94	95	96	97	98	99	年数	開始月		
*Alabama	Fob James Jr.	R	60										4年	1月	1	2期
*Alaska	Tony Knowles	D	51										"	12月	1	2期
*Arizona	Flife Symington	R	49										"	1月	2	2期
*Arkansas	Jim Guy Tucker	D	51										"	"	2	2期
*California	Pete Wilson	R	61										"	"	2	2期
*Colorado	Roy Romer	D	65										"	"	3	2期
*Connecticut	John G. Rowland	R	37										"	"	1	
Delaware	Tom Carper	D	47										"	"	1	生涯2期
*Florida	Lawton Chiles	D	64										"	"	2	2期
*Georgia	Zell Miller	D	62										"	"	2	2期
*Hawaii	Benjamin J. Cayetano	D	54										"	12月	1	2期
*Idaho	Phil Batt	R	67										"	1月	1	
*Illinois	Jim Edgar	R	48										"	"	2	
Indiana	Evan Bayh	D	38										"	"	2	12年中8年
*Iowa	Terry E. Branstad	R	47										"	"	4	
*Kansas	Bill Graves	R	41										"	"	1	2期
Kentucky	Brereton C. Jones	D	55										"	12月	1	1期
Louisiana	Edwin W. Edwards	D	67										"	1月	4	2期
*Maine	Angus King	I	50										"	"	1	2期
*Maryland	Parris N. Glendening	D	52										"	"	1	2期
*Massachusetts	William F. Weld	R	49										"	"	2	2期
*Michigan	John Engler	R	46										"	"	2	2期
*Minnesota	Arne Carlson	R	60										"	"	2	
Mississippi	Kirk Fordice	R	60										"	"	1	2期
Missouri	Mel Carnahan	D	60										"	"	1	2期
Montana	Marc Racicot	R	46										"	"	1	16年中8年
*Nebraska	Ben Nelson	D	53										"	"	2	2期
*Nevada	Bob Miller	D	49										"	"	2	2期
*New Hampshire	Stephen Merrill	R	48										2年	"	2	
New Jersey	Christine T. Whitman	R	48										4年	"	1	2期
*New Mexico	Gary E. Johnson	R	41										"	"	1	2期
*New York	George E. Pataki	R	49										"	"	1	
North Carolina	James B. Hunt Jr.	D	57										"	"	3	2期
North Dakota	Edward T. Schafer	R	48										"	"	1	
*Ohio	George V. Voinovich	R	58										"	"	2	2期
*Oklahoma	Frank Keating	R	50										"	"	1	2期
*Oregon	John Kitzhaber	D	47										"	"	1	12年中8年
*Pennsylvania	Tom Ridge	R	49										"	"	1	2期
*Rhode Island	Lincoln C. Almond	R	58										"	"	1	
*South Carolina	David Beasley	R	37										"	"	1	2期
*South Dakota	William J. Janklow	R	55										"	"	1	2期
*Tennessee	Don Sundquist	R	58										"	"	1	2期
*Texas	George W. Bush	R	48										"	"	1	
Utah	Mike Leavitt	R	43										"	"	1	3期
*Vermont	Howard Dean	D	45										2年	"	3	
Virginia	George F. Allen	R	42										4年	"	1	1期
Washington	Mike Lowry	D	55										"	"	1	14年中8年
West Virginia	Gaston Caperton	D	54										"	"	2	2期
*Wisconsin	Tommy G. Thompson	R	52										"	"	3	
*Wyoming	Jim Geringer	R	50										"	"	1	16年中8年

IV 住民発案・住民投票

1 結果概観

選挙投票日には、州段階の住民発案制度がある24州（29ページ表9の*印の州）のうち、イリノイ州とミシシッピ州を除く22州で、州憲法の改正、法律の制定改廃を求める70件以上の市民による提案が投票に付された（住民発案制度の概要については、クレア・レポートNo56、14ページ参照）。国民の関心や政治問題の動向を見るうえで重要なと思われる住民発案の内容と投票結果をまとめたものが、表8である。

住民の政治不信や多発する犯罪などの社会情勢を反映し、政府・政治活動に制限を加えるもの（議員の任期制限、課税の制限、政治資金規制）や犯罪対策（刑罰強化、被害者の権利保護）などが目立つ。税金の改廃等は従来から内容が多様で件数も多い議案であるが、政府の課税権制限は比較的新しい手法である。この課税制限は今回ネバダ州で可決されたのみであったが、任期制限、政治資金規制、犯罪対策等他のテーマの住民投票は、いずれも高い確率で可決されている。

また、内容に着目すると、人権に関するもの（犯罪被害者、安楽死、喫煙、不法移民、人工妊娠中絶、同性愛）が多くの州で取り上げられているのがわかる。その方向性は、個人の権利を強化保障するものと制限するものに二分されるが、文化的、宗教的価値と関わりが強く議論の分かれるものが多い。投票の結果は、オレゴン州の安楽死承認については僅差で可決、ワイオミング州の妊娠中絶禁止については圧倒的多数で否決、アイダホ州、オレゴン州の同性愛者の権利制限についても否決、というものであった。

2 注目を集めた住民発案

（1）議員の任期制限（Term Limit）

議員の任期を制限する法案は、1990年にオクラホマ、カリフォルニア、コロラドの3州で初めて可決され、1992年に14州で可決されている（そのうち、カリフォルニア州の法案は州議会から連邦議会に対象を拡大するものである。ネブラスカ州の法案は後日署名不足で無効とされた）。この動きはさらに広がりを見せ、今回ユタ州では否決されたものの、7州で可決された（そのうち、コロラド州の法案は制限を強化する改正案である。また、ユタ州で否決されたのは、任期制限自体が否定されたというよりも、1993年4月時点の在籍議員を対象に含める規定と、過半数の票を得た候補者がいない場合の決戦投票の規定が嫌われたためである。なお、同州では1994年3月、住民発案によらず全米で初めて議会が任期制限を提案可決している）。これにより、住民発案制度を持つ24州のうち、イリノイ州とミシシッピ州を除く22州が議員の任期制限を規定するに至った。

州別の任期制限の内容を一覧にしたものが、表9（29ページ）である。連邦上院議員はすべて2期12年と規定されているが、下院議員については、3期6年～6期12年とまちまちである。また、任期制限を定めた22州のうちアラスカ州とノース・ダコタ州を除く20州では、州議会議員をも制限の対象としている（その他、地方議会議員につい

表8：主要住民発案投票結果一覧

分類	州名	提案番号	可否	得票		内 容
				賛	否	
公選者の任期制限	Alaska	4	○	63	37	任期制限 連邦議会
	Colorado	17	○	51	49	の対象： 連邦議会、地方自治体
	Idaho	2	○	59	41	連邦議会、州議会・政府、地方自治体
	Maine	1	○	63	37	連邦議会
	Massachusetts	4	○	51	49	連邦議会、州議会・政府（知事含む）、カウンティ
	Nebraska	408	○	68	32	連邦議会、州議会
	Nevada	8,9	○	70	30	連邦議会、州議会・政府、地方自治体
	Utah	A	×	35	65	連邦議会、州議会、カウンティ
	(Washington D.C.)		○	62	38	市長、市議会、教育委員会
増税の制限	Missouri	7	×	32	68	増税には、住民の承認を必要とする。
	Montana	66	×	47	53	新税には、州の両院の3分の2の多数決を必要とする。
		67	×	49	51	増税には、住民の承認を必要とする。
	Nevada	11	○	78	22	新税には州の両院の3分の2の多数決、または、住民の承認を必要とする。
	Oregon	5	×	45	55	新税には、住民の承認を必要とする。
政治資金	Colorado	15	×	46	54	
	Missouri	A	○	74	26	個人、政党、PACs等から公職候補者への政治献金を制限する。
	Montana	118	○	61	39	
	Oregon	6	○	53	47	
刑罰強化	California	184	○	72	28	3回の重犯罪者に終身刑(three-strikes-you're-out)を認める。
	Georgia	2	○	81	19	重罪犯の仮釈放を禁止する。
	Oregon	10	○	65	35	有権者が承認した刑期の削減を禁止する。
	Wyoming	1	○	68	32	仮釈放なしの終身刑制定を認める。
犯罪被害者の権利	Alaska	2	○	87	13	
	Idaho	16	○	79	21	犯罪被害者の権利を保護する。
	Illinois	-	○	63	27	(刑事被告人から保護される権利、迅速な裁判を求める権利、裁判手続きに参加する権利等を憲法に規定する、など)
	Ohio	2	○	78	22	
	Utah	1	○	69	31	
安楽死	Oregon	16	○	52	48	命を絶つための薬を末期患者に処方した医師の訴追を免除する。
喫煙	California	188	×	30	70	全州統一的な喫煙規制を導入することにより、州法より厳しい地方条例は禁止する。
不法移民	California	187	○	59	41	不法移民に対する福祉、教育、非緊急医療サービスを拒否する。公務員に不法移民の報告を義務づける。
人工妊娠中絶	Wyoming	1	×	39	61	レイプ、近親相姦による場合、母親の生命が危険な場合を除いて中絶を禁止する。
同性愛者	Idaho	1	×	50	50	同性愛者の権利を保護する（差別を禁じる）立法を禁止する。小学校で、同性愛についての話しをすることを禁止する。
健康保険	California	186	×	27	73	合法的居住者に対して、公的財源による全州的な健康保険プログラムを確立し、皆保険を実現する。
ギャンブル	Colorado	13	○	65	35	Malto Springsでのカジノ、空港でのスロットマシンを認める。
	Florida	8	×	38	62	47箇所でカジノの開設を認める。
	Georgia	5	○	64	36	非営利団体による富くじを認める。
	Minnesota	-	×	50	50	競馬場外での賭けを認める。
	Missouri	6	○	54	46	川船カジノでのスロットマシンを認める。
	South Dakota	E	○	53	47	ビデオ宝くじを認める。
	Wyoming	2	×	30	70	カウンティごとに有権者が賛成する形態のギャンブルを認める。

ては、約240団体で規定されている）。

これら任期制限のうち州（地方）議会議員に対するものは、各州固有の問題として司法判断でも承認されている（1994年3月アーカンソー州最高裁判決など）が、連邦議会議員に対するものは、連邦憲法が定める被選挙権に州憲法が制約を加えることを巡り合憲性についての法律論争がある。すなわち、憲法第1条第2節第2項は、上下院議員の資格要件として、年齢、市民権、居住要件の3点を挙げているが、この3要件以外の欠格条項を各州の判断で付加することは許容されない、というのが違憲派の主張であり、他方、憲法自身が議員選出の場所及び方法等は各州で定めるべき旨規定しており、これを受けた後に各州は実質的資格要件（予備選当選者であることなど）を付加している、というのが合憲派の根拠である。

この法律論争については、連邦最高裁が、1992年に任期制限を可決したアーカンソー州の事例（州最高裁は違憲と判決）について、今回選挙後の11月29日から審理を開始しており、連邦レベルで一律の任期制限を定める共和党の「アメリカとの契約」市民議会法案（16ページ）と同様、その行方が注目されている。

（2）増税制限

1992年に、コロラド州がすべての増税に住民投票を義務づけ、アリゾナ州とオクラホマ州が増税に議会の特別多数による同意を義務づける住民発案を可決して以来、政府の課税権を抑制するこの新たな方策が反税勢力の有力な手段として注目されるようになった。

今回の増税制限案でも、住民投票または議会特別多数のいずれか（或いは両方）の方法が提案されたが、結果はまちまちとなっている。この制度が導入された州では、増税の実施は非常に困難になり、物価が上昇しても自動的な歳入増は期待できなくなるので、政府の規模縮小が迫られることとなる。実際、1993年に新制度の機能が初めて試されたコロラド州では、ホテル、レンタカーなど観光客関連品目に対し0.1%の特別消費税を適用する法案が住民に否決されてしまい、州当局による今後の増税提案の難航を予告するものとなった。

（3）安楽死の是認 -- オレゴン州法案（Measure）第16号

オレゴン州では、末期の病人が尊厳死を迎えられるよう、医師が致死量の薬を処方することを認める法案が可決され、同州は、医師が合法的に患者の死を助けることのできる最初の州となった。

最近では、1991年にワシントン州で、翌年にカリフォルニア州で自殺ほう助を合法化する同様の提案が否決された例があるが、オレゴン州の案には、(1)より多くの乱用防止措置 --- 15日間の待機期間と2人目の医師の意見が要求されるほか、患者は口頭で2度、書面で1度で死の意思を表示しなければならない --- が組み入れられていること、(2)医師に薬の投与までは認めていない、という違いがある。しかし、オレゴン州の医師の間では、

表9：議員・知事の任期制限一覧

州名 *=Initiative State	住民発案 可決年月	連邦議会		州議会		州知事
		上院議員	下院議員	上院議員	下院議員	
Alabama						2期8年
*Alaska		2期12年	3期6年			2期8年
*Arizona	92.11	2期12年	3期6年	4期8年	4期8年	2期8年
*Arkansas	92.11	2期12年	3期6年	2期8年	3期6年	2期8年
*California	90.11、92.11	2期12年	3期6年	2期8年	3期6年	2期8年
*Colorado	90.11	2期12年	3期6年	2期8年	4期8年	2期8年
Connecticut						
Delaware						2期8年
*Florida	92.11	2期12年	4期8年	2期8年	4期8年	2期8年
Georgia						2期8年
Hawaii						2期8年
*Idaho		2期12年	3期6年	4期8年	4期8年	
*Illinois						
Indiana						2期8年
Iowa						
Kansas						2期8年
Kentucky						1期4年
Louisiana						2期8年
*Maine	93.11	2期12年	3期6年	4期8年	4期8年	2期8年
Maryland						2期8年
*Massachusetts		2期12年	4期8年	4期8年	4期8年	2期8年
*Michigan	92.11	2期12年	3期6年	2期8年	3期6年	2期8年
Minnesota						
*Mississippi						2期8年
*Missouri	92.11	2期12年	4期8年	2期8年	4期8年	2期8年
*Montana	92.11	2期12年	3期6年	2期8年	4期8年	2期8年
*Nebraska	(92.11)	2期12年	3期6年	2期8年	(一院制)	2期8年
*Nevada		2期12年	3期6年	2期8年	4期8年	2期8年
New Hampshire						
New Jersey						2期8年
New Mexico						2期8年
New York						
*North Carolina						2期8年
*North Dakota	92.11	2期12年	6期12年			
*Ohio	92.11	2期12年	4期8年	2期8年	4期8年	2期8年
*Oklahoma	90.9、94.9	2期12年	3期6年	3期12年	6期12年	2期8年
*Oregon	92.11	2期12年	3期6年	2期8年	3期6年	2期8年
Pennsylvania						2期8年
Rhode Island						
South Carolina						2期8年
*South Dakota	92.11	2期12年	6期12年	4期8年	4期8年	2期8年
Tennessee						2期8年
Texas						
*Utah	(94.3議会制定) (今回否決)	2期12年	6期12年	3期12年	6期12年	3期12年
Vermont						
Virginia						1期4年
*Washington	92.11可決	2期12年	3期6年	2期8年	3期6年	2期8年
West Virginia						2期8年
Wisconsin						
*Wyoming	92.11可決	2期12年	3期6年	3期12年	3期6年	2期8年

(注)

- 1 *印の州が住民発案制度を有する。
- 2 州知事の任期制限については、参考までに記した。多くは住民発案によるものではない。
- 3 網かけ表示が今回の住民発案での提案内容である。ユタ州を除き、承認された。
- 4 実際の任期制限の規定の仕方は、「連続して8年まで」「16年間で8年まで」「絶対的に(不連続でも)8年まで」等、詳細は異なる。
- 5 ネブラスカ州で92年11月に承認された議案は署名不足で無効となっている。
- 6 ユタ州議会及びネバダ州、ミズーリ州が規定した連邦議会議員の任期制限は、他の24州(全州の半数)が同様の規定を承認した時点で発効することとなっている。
- 7 ネバダ州では住民発案により憲法改正をする場合、連続した2度の総選挙で住民投票の承認を得なければならない。したがって、今回の任期制限案についても、1996年に再度投票に付されることとなる。
- 8 任期制限の効力は、いずれも遡及しない。

前例のない法律をいかに適用すべきか、病気が末期（余命6か月）かどうか正確に判定できるのか、といった戸惑いがある。

また、法案は可決されたものの、平等を定めた憲法に違反するとして差し止めを求める訴訟が提起されているほか、尊厳死は慈悲の名を借りた殺人であるとしてカソリック教会を中心とする宗教団体の反発は極めて強く、賛否の論争は当分終わりそうにない。20人の患者の自殺の側面的援助を続けたドクター・デスことケボーキアン医師のいるミシガン州では、同医師の取り締まりのため尊厳死援助禁止の立法が行われ、同様の法律があるニューヨーク州とワシントン州では、その無効を求める訴えが提起されるなど、全国各地でも死の権利を巡る争いが起こっている。

（4）不法移民対策 -- カリフォルニア州提案（Proposition）第187号

SOS提案=Save Our State（我等が州を救え）と略称されるこの住民提案は、危機的状況にある州財政再建のため、不法移民に対し教育、福祉、非緊急医療という州の行政サービスを停止するとともに、教師、医師、その他の公務員に対し不法移民の移民帰化局等への報告を義務づけることを内容としている。不法移民排斥のこの厳しい提案内容は選挙戦で大きな争点となり、投票日が近づくにつれ賛成派のリードが縮まってその成否が全米の注目を集めた。結果は18%の大差による可決というもので反対派に衝撃を与えたが、翌日発効する予定であった法案は、その違憲性を訴える申し立てを受けた連邦及び州の裁判所によって直ちに効力が差し止められている。

同様の事例としては、不法移民の子弟に対する公立学校教育を拒否するテキサス州法が、1982年、憲法修正第14条第1節の平等保護原則の規定に反するとして連邦最高裁により違憲と判定されたことがあるが、カリフォルニア州の法案提出にはこの判決に疑問を投げかける意図がある。

また、この法案提出の背景としては、州予算の7%（25億ドル）を占める不法移民関連支出の財政的負担の大きさ、中産階級を中心とした生活水準低下への不満（全米が景気回復過程に入る中、同州だけが依然として停滞している）、連邦政府の不法移民に対する無策への怒り、2020年には白人を抜いてトップになると予測されるヒスパニック人口の急速な増加に対する恐れ、などがある。

法案そのものは、特定の民族集団を対象としてはいないが、推定160万人以上の不法移民のほとんどを占めるメキシコからの移民が念頭にあるのは明らかであり、ヒスパニック・非ヒスパニック間の感情的対立や、通報を恐れる不法移民の公立学校や医療機関への通学・通院忌避など社会的動搖が生じている。

法案支持グループは、反不法移民運動が不法移民の多いテキサス、フロリダ、ニューヨークなどを巻き込んだ全国的な動きとなることを期待しており、同法案の通過は、州政府にしづ寄せの来ている不法移民対策に対し、連邦政府の行動を迫る強力な圧力となっている。

(5) 健康保険改革 -- カリフォルニア州提案 (Proposition) 186号

国民の約15%を占める無保険者をなくす皆保険を目指した健康保険改革は、第103国会において失敗に終わったところであるが、カリフォルニア州で提出された健康保険法案は、実質的に民間保険を一掃することになる革命的なものであった。すなわち、公的財源に基づき州によって運営され、州が実施的に唯一の医療費支払者となる制度 (single-payer system) の採用である。しかし、新制度に必要な4百億ドルと見込まれる財源は、たばこ税、州所得税、雇用者負担の給与所得税の増税によって賄われるとされ、負担増と「大きな政府」を嫌う有権者の支持を得られず、法案は大差で否決された。

消費者グループ、労働組合、高齢者などの支持を受けた推進グループは、誰もが保険でカバーされるばかりか、保険料支払が不要となるので逆に負担は少なくなるとの主張を開いたが、市場喪失を恐れる民間保険会社、給与所得税を負担する中小企業などによる7百万ドルを投じた反対キャンペーンにも圧倒され、クリントン大統領の改革案と同様、失敗に終わったのである。

(6) カジノの導入 -- フロリダ州提案 (Proposition) 8号

全米で増加傾向にあるギャンブルは州の重要な財源になりつつあり、州宝くじ、カジノ、競馬、bingoを始めとする合法ギャンブルは、1992年には、3千3百億ドル産業にまで成長している。このような巨大産業となったギャンブルをさらに拡大する住民発案が多くの州で実施されたが、さまざまな結果に終わっている。

そのうち、フロリダ州で試みられた全州的なカジノの導入は、1978年、1986年に続き3回目のものであるが、今回も失敗に終わりカジノを持つ他の24州の仲間入りをすることはできなかった。

今回の案は、47箇所を限度にカジノの建設を認めるもので、推進派は、観光州として他州と競うためのカジノの必要性を強調し、雇用創出と税収増という効果を唱えた（現在フロリダではやむなく国際水域へ出かけるギャンブルクルーズが行われているがこれは課税対象にはならない）。一方、反対勢力は、地元経済から利益が吸い上げられる結果、新たな雇用創出はその2倍に上る既存雇用の喪失を招くと反論するとともに、犯罪と汚職の懸念を訴えた。これに対し、推進派は、カジノで繁栄するラスベガスでの犯罪の低さを挙げ、1千6百万ドルもの資金を投じたキャンペーンを開いたが、カジノとの競争にさらされることになるディズニーワールドや中小企業、モラルの低下等を懸念するバプティスト教会をバックにした反対論者に打ち勝つことはできなかった。

V トピックス

1 レイシャル・ゲリマンダリング

1990年のセンサス後に実施された連邦下院議員選挙区の区割り変更において、南部の州では、黒人議員が選出されやすいよう黒人が多数を占める選挙区が作られ、共和党を利する結果をもたらしたことについては、6ページで触れたとおりであるが、この区割り変更は人種偏見に基づいた不当なもの--レイシャル・ゲリマンダリング(racial gerrymandering)--であるとの批判がある。1993年6月連邦最高裁がノースカロライナ州の人種に基づいた選挙区割りについて、合憲性に対する疑問を投げかけて以来、ルイジアナ、テキサス、フロリダ、ジョージア各州の区割りに対しても、違憲無効を訴える訴訟が提起されているのである。

なお、連邦下院議員の議席数（総数435）の各州への新しい割当ては、10年ごとのセンサスを考慮して人口に比例して行われ（憲法1条第2節第3項及び修正第14条第2節に基づく）、これを受けた各州（たいていの場合議会）の責任で小選挙区の線引きを実施することとなっているが、現在係争中の各州では、区割り変更時にいずれも議席配分が追加されたという共通点がある。

このような人種に基づく区割り変更が実施された制度的背景には、1982年の投票権法の改正がある。すなわち、黒人その他のマイノリティが国会及び州議会へ自らの代表を選出するための機会が強化されるべきことが定められ、司法省はこの条文を、可能な場合は常に黒人の投票力を最大限にすることが各州に求められると解釈し、その一環として黒人が過半数を占めるいくつかの選挙区が作られることになったのである。

さらに、この法律改正には南部における人種差別という歴史的な背景がある。南北戦争後の再建時代には、相当数の黒人が南部から選出されていたが、投票に識字テストや財産要件を課す各州の憲法改正によって、1901年までに南部の黒人議員は一掃されてしまった。それ以来1973年に至るまで、旧南部連合国を構成した11州から黒人下院議員が選出されることはないが、1992年に新選挙区の恩恵により12人の黒人議員が新たに選出されるまで、ほとんどすべての南部からの代表は白人であったのである。

さて、こうして生まれたレイシャル・ゲリマンダリングに対しては、賛否両論が対立しているが、反対論を要約すると次のとおりである。

- 1) 黒人多数の選挙区の創設は、膚の色しか共通点のない人々を結びつけるもので、憲法修正第14条に違反し、白人の投票の価値を損なうとともに、黒人を侮辱することになる。
- 2) 人種に基づいた区割りは、国民は自分と同じ人種の人間によってしか代表されないという偏見を助長する。これでは少数民族が政治的影響力を得るには分離（差別）されたままでいるのが最もよいということになってしまう。

3) 特別に線引きされた選挙区では、政治家は自分と同じ人種の選挙民にしか責任を負おうとしなくなるので、人種間での分極化を促進する。

これに対し、賛成論者は、次のとおり主張する。

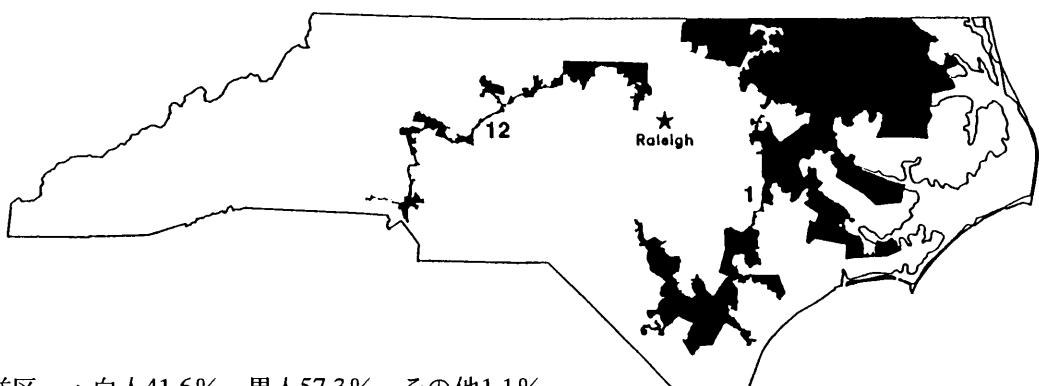
- 1) 政治的抑圧により過去に黒人国會議員を一人も送り出せず、現在も白人多数の選挙区を代表する黒人議員のいない南部においては、政治に多様性と公正さをもたらす手段として、特別な区割りは正当なものある。
- 2) 選挙区の区割り変更の際には、地勢や行政区画にかかわりなく現職に有利な線引きがしばしば行われてきており、政治的利害同様、人種という要素も考慮されてきたのが現実である。
- 3) 38人中36人の黒人議員が賛成したおかげで銃器規制法案が前国会の下院を通過したように、人種構成は時として国会審議に重大な影響を与える重要な要素である。

反対派の住民からの訴えを受け、1994年中には連邦地裁レベルで次々と合憲性に関する判断が示されているが、前述した1993年6月の最高裁判決では明確な判断基準が示されていないこともある。それらは必ずしも一定したものではない。すなわち、テキサス、ジョージア、ルイジアナ各州においては、黒人有権者を増やすだけの目的で引かれた境界は人種隔離をもたらすものとして違憲とされたが、ノースカロライナ州では、全ての有権者に投票権がある以上、いかなる人種の投票の価値も薄められることはなく、過去の黒人差別を修復する目的で作られた選挙区は合憲であるとされた。

いずれのケースも上訴され最終的には最高裁の判断に委ねられることになるとみられるが、大量の死票が避けられない小選挙区制度のもとでいかに公平な区割りを実現するか、という民主主義の根幹に関わる重要問題だけに、その行方が注目される。

ノースカロライナ州の選挙区割り例（第1選挙区及び第12選挙区）

出典：Congressional Districts in the 1990s



定数12

人口構成 第1選挙区：白人41.6%、黒人57.3%、その他1.1%
第12選挙区：白人41.8%、黒人56.6%、その他1.6%
州全体(18歳以上)：白人77.7%、黒人20.1%、その他2.2%

2 全国選挙民登録法

米国では、一般的に選挙権を持つ市民であっても投票者として登録をしなければ投票できないしくみとなっており、その手続きが繁雑、あるいは不明確であるため登録割合自体が低い（今回選挙時点での68.5%）ことが、投票率が先進工業国中で最低水準に低迷する大きな原因となっている。

こうした状況を改善し登録方法を簡略化することにより投票率の向上を図る目的で、民主党が多数を占めていた当時の国会で制定されたのが、「1993年全国選挙民登録法」（National Voter Registration Act of 1993）である。

この法律によれば、その発効期日である1995年1月までに各州は、自動車免許及び福祉サービスの申請、更新のため住民が立ち寄る機会の多い陸運局及び社会福祉事務所での登録と、郵送による登録を可能にしなければならない。陸運局での登録という規定は、18歳以上の国民の約90%は運転免許証か陸運局発行の身分証明書を保持しているという統計に基づいている（このため、同法は自動車選挙民法（"motor voter" law）と通称される）。さらに、免許証等を持たない人々のうち約半数は年収1万ドル未満である点に着目し、社会福祉事務所においてそれらの人々を捕捉しようとするものである。なお、この法律は連邦選挙の登録のみを対象とし、州選挙とは別の名簿と手続きを設定することを定めている。

ところで、ニューヨーク州では郵送による登録は25年の歴史があり、コロラド州では陸運局での登録は10年の実績がある。これらの州では、新制度への移行は比較的円滑に進められており、既に同法の要求を立法または行政規則で整備した州が半数以上となっているが、次のとおり対応の異なる州も多い。

第一に、ノースダコタ州では有権者は登録する義務はないので、当然に法律の対象外である。

第二に、1993年4月11日時点で「投票当日の登録制度」を有していた州（ミネソタ、ウィスコンシン、ワイオミングの3州が該当）については、法律の適用除外とされている。このうち、ワイオミング州については、同法の国会通過を見越して93年に駆け込みでこの制度を採用している。

第三に、アイダホ、ニューハンプシャーの両州では、94年に立法化した「投票当日の登録制度」の効力を、1993年4月11日までに遡及させることにより、同法の除外規定に該当させることを企図している。脱法行為として司法省からクレームがつくことも予想されるが、この方法によって、陸運局、社会福祉事務所での登録事務にかかる費用を節減しながら、未登録による棄権の防止という同じ目的を達成することができる。両州は、いくら事前登録の機会を拡充して登録人数の増大を図っても、登録者が投票所に足を運ばなければ意味がないとの立場をとる。

第四に、技術的な点を巡り制度化が遅れている州がある。例えば、インディアナ州では、上院下院とも同法の要求を盛り込んだ州法案を可決したものの、共和党支配の上院と民主

党支配の下院との間で、登録情報のコンピュータによる集中管理を巡って意見が対立し膠着状態となつた。民主党知事のもとで選挙委員会に情報を委ねることを恐れる共和党が、書式での管理を主張したためである（なお、改選後の下院支配は共和党に移っている）。その他、アーカンソー州、バーモント州、バージニア州などでは、州憲法と同法との間に生じる矛盾を解消する必要があるため、1年間の猶予期間が与えられている。

第五に、同法への服従を拒否する州がある。例えば、カリフォルニア州のピート・ウィルソン知事（共和党）は再選後の12月20日、州の経費負担を伴う法律を連邦政府が財源の措置なしに州に強制することは、憲法修正第10条が保障する州の統治権を侵害するとして、連邦政府を相手取って訴訟を起こしている。実際、新たな登録事務遂行にあたつての職員研修の費用や職員の事務量の増大に伴う手当の増額等が新たな負担となることは確かであり、ウィルソン知事は、その施行は同州に年間2千万ドルの出費を強いるものと主張している（国会予算局の分析では百万ドル程度）。さらに、同州上院議員選で惜敗した候補者が選挙登録の不正が落選の原因として選挙の無効を主張するなど（12ページ参照）選挙詐欺が同州でホットな問題となっているように、無資格者の登録増大の恐れもウィルソン知事が新法に反対する理由の一つである（ただ、真の反対理由は民主党に近い貧困層やマイノリティの登録拡大を望まないため、という政治的な見方もある）。

司法省は、カリフォルニア州ほかイリノイ州、ペンシルバニア州、ミシガン州、サウスカロライナ州（いずれも共和党知事）など法律を遵守しない州には裁判を通じて実施を強制する意向であり、全州の足並みをそろえることができるかどうかは予断を許さないが、有権者の登録制度への対応一つをとっても、各州の多様性や連邦政府との駆け引き、緊張関係が垣間見られ興味深い。

ニューヨーク州陸運局設置の選挙民登録申請書
(運転免許申請書との連続用紙となっている)

<input type="checkbox"/> Return	<input type="checkbox"/> Postage	<input type="checkbox"/> Tell	2
MV-44 (11/94)			
NEW YORK STATE VOTER REGISTRATION APPLICATION (Please carefully read the other side of this application)			
If you register to vote, all information you provide on this voter registration application will remain confidential and be sent directly to the Board of Elections for voter registration purposes only. If you decline to register, your decision will also remain confidential. You will be notified by your County Board of Elections when your voter registration application has been accepted.			
Check box(es) <input type="checkbox"/> new registration and enrollment <input type="checkbox"/> party enrollment change		<input type="checkbox"/> address change <input type="checkbox"/> name change	Home Telephone Number (optional) <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Last year voted	Your Address was (give house number, street, and city)	In county/state	Under the name (if different from your name now)
Choose a Party—Check one box only <input type="checkbox"/> DEMOCRATIC <input type="checkbox"/> REPUBLICAN <input type="checkbox"/> CONSERVATIVE <input type="checkbox"/> INDEPENDENCE FUSION <input type="checkbox"/> LIBERAL <input type="checkbox"/> RIGHT TO LIFE <input type="checkbox"/> TAX CUT NOW		AFFIDAVIT: I swear or affirm that • I am a citizen of the United States • I will have lived in the county, city, or village for at least 30 days before the election. • This is my signature or mark on the line below. • The above information is true. I understand that if it is not true I can be convicted and fined up to \$5,000 and/or jailed for up to four years. ↓ Signature or mark ↓ <input type="checkbox"/> I do not wish to enroll in a party X _____ Date _____	
Please note: In order to vote in a primary election, you must be enrolled in a party.			

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第98号	1994年中間選挙－地殻変動をもたらした米国政治の動向－	1995/ 2/28
第97号	英国の公立図書館	1995/ 2/28
第96号	アメリカン・インディアン－その過去・現在・未来－	1995/ 2/14
第95号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/ 1/20
第94号	フランスの学校教育における「日本」	1995/ 1/20
第93号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第92号	シンガポールの住宅政策	1994/12/ 1
第91号	欧州文化都市制度	1994/ 9/19
第90号	1994年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/ 8/ 1
第89号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/ 6/20
第88号	アメリカの学校給食	1994/ 6/20
第87号	現代フランス都市計画の手法（2）	1994/ 5/30
第86号	現代フランス都市計画の手法（1）	1994/ 5/30
第85号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/ 5/27
第84号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/ 5/23
第83号	統一ドイツと財政調整－連邦制財政システムは生き残れるか－	1994/ 4/15
第82号	アイルランド－国の仕組みと地方自治－	1994/ 3/25
第81号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/ 3/15
第80号	内側から見た英国	1994/ 3/15
第79号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第78号	英国社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第77号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第76号	フランスの高齢者福祉（2）	1993/ 9/30
第75号	フランスの高齢者福祉（1）	1993/ 9/30
第74号	英国の1993年統一地方選挙	1993/ 8/31
第73号	コントラクト・シティ	1993/ 7/30